

これまでに見た事例に現れているように、国際機構の活動に関して紛争が生じる例は当然ながら珍しくない。その場合に、どのような紛争処理手続が利用可能だろうか<sup>1</sup>。今回は、国際機構設立文書あるいは派生法に紛争処理手続が定められている場合を中心に扱う。

## 1. 構成国と国際機構との紛争

### (1) 国家間訴訟

既に一度見た[国際民間航空条約](#)は、84 条において条約の解釈適用に関する紛争につき一条約当事国が他の条約当事国を相手に ICJ に提訴できると定めている (84 条に“the Permanent Court of International Justice”と書かれていることについては、[ICJ 規程](#) 37 条を参照)。インド・パキスタン紛争の中でインドがパキスタン航空機のインド上空飛行を停止したことについてパキスタンが ICAO 理事会に訴え(これも国際民間航空条約 84 条に基づく)、インドが ICAO 理事会は当該問題を扱う権限は持たないと主張したのに対し、ICAO 理事会は自らの権限を肯定した。その理事会決定に対する「上訴」がインドにより ICJ になされたのが [ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件 \(1972 年判決\)](#) である<sup>2</sup>。

ICJ の訴訟手続において国家以外のものが当事者になり得ない (ICJ 規定 34 条) ことを考えると、このように国際機構の権限に関する紛争を国家間紛争の形式に置き換えて ICJ に持ち込むのは確かに一つの考え方である。しかし、国際機構に関する紛争を国家間紛争に「変型」して処理するという方式は、多くの国際機構設立文書においては採用されていない。なぜだろうか。

### (2) 国際機構を当事者とする国際司法裁判所での訴訟

ICJ 規程 34 条は、国家のみが ICJ において紛争当事者となることができると定める。これは、PCIJ 規程作成当時に私人を排除する目的で定められた規定であるが、現在より重要なのは国際機構がこの規定により排除されていることである。

国際機構も当事者となれるように規程 34 条を改正すべきとの主張は国連憲章 (従って ICJ 規程。参照、[国連憲章](#) 92 条) 作成時から見られていた。しかも、1949 年国連損害賠償勧告的意見を受けて採択された国連総会決議 365(IV)は、

---

<sup>1</sup> 国際紛争処理一般については、国際法第二部で学ぶ。参照、酒井啓亘 (ほか)『国際法』(有斐閣、2011 年) 第 4 編第 4 章。

<sup>2</sup> 日本語での評釈は、波多野里望・尾崎重義 (編著)『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻 (1964-93 年)』(国際書院、1996 年)、内ヶ崎善英「ICAO 事件再考」法学新報 98 巻 3・4 号 (1991 年) 121 頁。

1. *Authorizes* the Secretary-General, in accordance with his proposals, to bring an international claim against the Government of a State, Member or non-member of the United Nations, alleged to be responsible, with a view to obtaining the reparation due in respect of the damage caused to the United Nations and in respect of the damage caused to the victim or to persons entitled through him and, if necessary, to submit to arbitration, under appropriate procedures, such claims as cannot be settled by negotiation ;

としており、国連が少なくとも原告になり得ることが明確になった。そこで、ICJ 規程 34 条を改正すべきとの意見がより強くなった ([1954 年 Institut de droit international 決議](#) 6 項、1956 年 International Law Association 決議 (国連のみ)<sup>3</sup>。いずれも学会の決議)。1997 年には、国連総会の下に設置された[国連憲章および機構の役割の強化に関する委員会](#)に、ICJ 規程 34 条の[改正案がグアテマラにより提出](#)された。しかし、国連総会は、[決議 52/161](#)により、国連憲章・ICJ 規程の改正が不要な範囲での検討を進めると述べた。そして、その後議論は進んでいない。なぜ、国際機構 (あるいはせめて国連) の ICJ における紛争当事者資格は現在に至っても認められないのだろうか。

### (3) 勧告的意見

ICJ において紛争当事者になれないとすると、ICJ との関連では勧告的意見を利用するほかない。勧告的意見は拘束力を持たないが (詳しくは国際法第二部で学ぶ)、[国連特権免除条約](#) 30 項のような規定が適用される場合は、その規定を根拠に拘束力を有することとなる<sup>4</sup>。

勧告的意見は、国際機構 (の機関) が求めることのできるものであり (国連憲章 96 条)、すなわち、国際機構が自ら抱える紛争を処理するための手続として用いることはできるが (たとえば、1962 年の国連経費勧告的意見は、実質的には「ソ連・フランス対その他の国連加盟国」という紛争を扱っていた)、自らに関する意見を求めるという勧告的意見の手続の性質上、国際機構を「相手に」「訴える」ための手続として勧告的意見を利用することはできない。そもそも、当該国際機構 (の機関) 内で勧告的意見を要請することに賛同する国が多数派にならねば要請できず、実際には、当該国際機構内で多数派を占め、従って多数決で当該国際機構の行為を決定できる国が、当該行為の合法性・有効性に関する「お墨付き」を得るために勧告的意見を求めることも多い (例、既に扱った南西アフリカ (ナミビア) に関する一連の勧告的意見)。

<sup>3</sup> International Law Association, *Report of the Forty-seventh Conference held at Dubrovnik, 1956*, p. 104. ILA のレポートは、[学内ネットワーク](#)より [HeinOnline](#) で利用できる。

<sup>4</sup> 詳細は、杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996 年) 第 14 章七 2。

#### (4) 仲裁

そこで、残された唯一の可能性は、仲裁<sup>5</sup>である。ただし、これは仲裁を認める明文規定(例、[国連と米国との国連本部協定](#) 8 条 21 項)があるか、紛争が生じた後に仲裁で処理することについての個別の合意が必要であり、事例は少ない。

#### (5) 国際金融機構における手続

[IMF 協定](#) 29 条、[IBRD 協定](#) 9 条、[アフリカ開発銀行協定](#) 61 条など、国際金融機構には特有の手続が定められている。どういう意味において特有であり、なぜそのような手続が定められているのだろうか。

## 2. 私人と国際機構との紛争

私人が国際機構の活動から何らかの害を受ける(と考える)場合、どのような手続で国際機構に対し損害賠償請求や行為の差し止めなどを請求できるか。後日学ぶように、国際機構は国内裁判権からの免除を享有し、国内裁判所に訴えても訴えは却下されるのが通常である。EU の場合、私人が EU を訴える司法的手続が用意されている([EU 運営条約](#) 263 条 4 段)が、それ以外の国際機構では、何らかの国際的な手続は存在するか。

#### (1) 不服申立制度 世界銀行 Inspection Panel

[国際復興開発銀行](#)(IBRD)および[国際開発協会](#)(IDA)(合わせて「世界銀行」)は、[両理事会の 1993 年の決議](#)により、世界銀行の内部機関として [Inspection Panel](#) を設置した。同 Panel は、世界銀行が融資を行うプロジェクトに関して、世界銀行の業務政策<sup>6</sup>の不遵守により被害を被ったと主張する私人からの申立を審査する。審査手続の[途中経過および関連文書は公開](#)され、審査結果は世界銀行理事会に報告される(手続の詳細は、[Operating Procedures, April 2014](#))<sup>7</sup>。

この手続は、「紛争処理手続」と性格づけられるか? また、このような手続はどの程度実効的だと考えられるか?

#### (2) 仲裁

上にも述べたとおり、仲裁で紛争処理するためには紛争当事者間でのその旨の合意が

<sup>5</sup> 詳しくは、酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011 年) 349 頁以下。仲裁については国際法第二部で学んでいる。

<sup>6</sup> 「[業務政策 operational policies](#)」は、世界銀行の業務に際して職員が遵守すべき規則として世界銀行により設定されるものである(山元良「国際法実現過程におけるソフト・ローの機能」[国際法外交雑誌](#) 112 巻 4 号(2014 年) 599 頁、613-617 頁)。

<sup>7</sup> 桐山孝信「世界銀行における開発と人権の相克」[国際法外交雑誌](#) 102 巻 4 号(2004 年) 589 頁、佐俣仁仁「世界銀行のアカウントビリティとインスペクション・パネルの機能」[国際法外交雑誌](#) 113 巻 4 号(2015 年) 620 頁。

必要であるため、現実には私人対国際機構の紛争において問題が仲裁で処理されるのは稀である。

その稀な例が、[国際決済銀行対 Reineccius ほか](#)である。[国際決済銀行\(BIS\)](#) ([日銀サイト](#))<sup>8</sup>は、1930 年の創設時、私人による出資も想定しており、実際に米連邦準備委員会・フランス銀行およびスイス銀行を通じて私人が BIS の株式を購入した。2001 年になり、BIS は私人が保有する株式を強制的に購入 (収用) することを決定し、金額を設定した。これに対し、当該購入の合法性や、金額を争って 3 名の私人が仲裁を申し立てた。このような仲裁が可能であったのは、賠償金問題の完全かつ最終的な解決に関する条約 (1930 年) の 15 条に仲裁による紛争処理を定める規定があり、かつ、紛争当事者のいずれもが仲裁廷の管轄権を争わなかった<sup>9</sup> (上記 15 条には私人による申立が可能とは明示的には書かれておらず、管轄権を争う余地はあった) ことによる。

### (3) 請求委員会

[2016 年 11 月 15 日の閣議決定](#)において、[南スーダンに派遣されている自衛隊部隊に「駆け付け警護」の任務が付与された](#)。正確に言えば、[国際平和協力法](#)第 3 条第 5 号ラに掲げる業務に係る国際平和協力業務が追加された。

自衛隊は、[UNMISS](#) の一部として活動している。南スーダンにおける UNMISS の法的地位に関する諸問題は、[国連と南スーダン政府との間で締結された地位協定\(SOFA\)](#)に定められている。その 55 条は、

55. Except as provided in paragraph 57, any dispute or claim of a private law character, not resulting from the operational necessity of UNMISS, to which UNMISS or any member thereof is a party and over which the courts of South Sudan do not have jurisdiction because of any provision of the present Agreement shall be settled by a standing claims commission to be established for that purpose. One member of the commission shall be appointed by the Secretary-General of the United Nations, one member by the Government and a chairman jointly by the Secretary-General and the Government. If no agreement as to the chairman is reached within thirty (30) days of the appointment of the first member of the commission, the President of the International Court of Justice may, at the request of either the Secretary-General of the United Nations or the Government, appoint the chairman. Any vacancy on the commission shall be filled by the same method prescribed for the original appointment, provided that the thirty-day period there prescribed shall start as soon as there is a vacancy in the chairmanship. The commission shall determine its own procedures, provided that any two members shall constitute a quorum for all purposes (except for a period of thirty (30) days after the creation of a vacancy) and all decisions shall require the approval of any two members. The awards of the commission shall be final. The awards of the commission shall be notified to the parties and, if against a member of UNMISS, the Special Representative or the Secretary-General of the United Nations shall use his or her best endeavours to ensure compliance.

と定めており、このような規定は国連の平和維持活動において締結される SOFA に定型的なものである。しかし、そのような standing claims commission が実際に設立されたことはこれまでに一度もない。なぜだろうか。

その代わりに、国連部隊により被害を被った者が国連に対して請求を行う claims board あるいは claims review board が設置されることがある。上記の standing claims

<sup>8</sup> 矢後和彦「[国際決済銀行の過去と現在](#)」(成城大学) 経済研究所年報 26 号 (2013 年) 97 頁。

<sup>9</sup> *Reineccius et al. v. Bank for International Settlement, Partial Award, 22 November 2002, para. 29.*

commission が上記のような構成により司法的役割を持つとされているのに対し、claims (review) board は国連職員により構成される国連の内部的機関であり<sup>10</sup>、行政不服申立手続に類似した手続である。Standing claims commission が設立されたことがないのに、claims (review) board なら設置されるのはなぜだろうか。

以上

---

<sup>10</sup> 吉田脩「国連平和維持軍請求委員会の史的考察」国際法外交雑誌 110 巻 1 号（2011 年）30 頁、岡田陽平「国連平和維持活動に従事する部隊構成員の行為の帰属（一）」法学論叢 174 巻 6 号（2014 年）107 頁、118 頁。